



鶴申だより

鶴見
青色申告会

発行
鶴見青色申告会事務局
〒230-0051
鶴見区鶴見中央4-39-9
TEL 045-521-1145
FAX 045-502-0063
E-mail: ackaiz30@so-net.ne.jp

10月に「マイナンバー」の「通知カード」が住民票の住所に送られます。

「通知カード」と「個人番号カード」作成のための書類 が郵送されます

この書類に一定の事項を記載し、指定のサイズの顔写真を貼付します

書類作成完了したら、各市町村へ返送

各市町村から「個人番号カード」の受け取りの案内が届きます

平成28年1月以降に各市町村で「個人番号カード」を受け取ります

個人番号カードはこんなかんじだよ〜

氏名	青色 咲
住所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-39-9
生年月日	昭和33年 3月 3日 性別 男
発行	平成27年 〇月 〇日

通知カード

個人番号 1234 5123 4512
氏名 青色 咲
生年月日 昭和33年 3月 3日

◎ 平成27年分の所得税及び復興所得税の予定納税額について

◎ 平成27年分の所得税及び復興所得税の予定納税額の納付が必要な方については、6月中旬頃に税務署から郵便にて通知書が送付されていますので、もう一度郵便物を確認してください。

◎ 平成27年分の所得税及び復興所得税の納付期限は、現金納付・口座振替共に次の通りとなっていますので、口座振替の方は預金残高に注意してください。

- 第1期分 平成27年 7月31日(金)
- 第2期分 平成27年11月30日(月)

※ 納付期限までに納付(引き落とし)されない場合には、納付期限の翌日から延滞税がかかるほか、督促状が送付されます。

◎ 廃業、休業、業績不振などのため、平成27年分の所得税及び復興所得税として6月30日現在で見積もった額が、税務署から通知された予定納税額基準額より少なくなると見込まれる方は、予定納税額の減額を税務署に申請することができます。

減額申請について

- 第1期分 平成27年 7月15日(水)
- 第2期分 平成27年11月16日(月)

※ 申請期限に間に合わなかった場合には、第1期分の納付が必要となります。また、予定納税の減額申請を行う場合には、平成27年分の所得税及び復興所得税の見積もった基礎となる決算書等が必要となりますので、該当する方は早めに事務局までご相談ください。

◎ 第1期分の申請期限までに間に合わなかった場合やその後に廃業、休業、業績不振などにより10月31日現在で見積もった額が税務署から通知された予定納税額基準額より少なくなると見込まれる方は、第2期分について予定納税額の減額申請を税務署に申請することができます。

平成27年7月号(2)

個人住民税の特別徴収の完全実施を目指します！(特別徴収の推進)

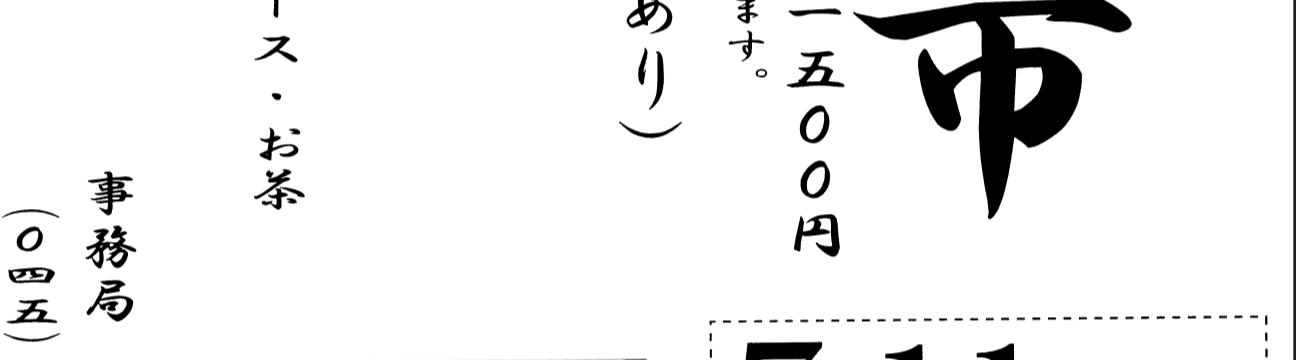
神奈川県及び県内全ての市町村では、特別徴収を推進する取組を進めています。横浜市では、特別徴収の完全実施に向け、法律上特別徴収をする義務がある事業者のうち、まだ特別徴収をしていない事業者を、平成27年度から平成28年度にかけて、段階的に特別徴収義務者として指定しているところです。

- 神奈川県統一基準
- 当面普通徴収を認める給与受給者
 - 5月31日までの退職予定者
 - しなげの給与が小額で、特別徴収額の引き去りができない者
 - 給与が毎月には支給されていないため、特別徴収額の引き去りができない者
 - 他の事業者から支給される給与で、既に特別徴収を行っている者
 - 個人事業者の専従者となった給与受給者
 - 当面特別徴収しないことを認める給与受給者
 - 特別徴収すべき給与受給者が2名以下
 - 電算システム改修等のために直ちに特別徴収を実施することが困難
- ⇒(2)に該当する場合は、別途「特別徴収実施困難理由届出書」の提出が必要となります。様式はホームページからダウンロードできます。

<特別徴収に関するよくあるご質問>

Q1 個人住民税は特別徴収しなくてはならないのですか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、すべての従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。(地方税法第321条の4)



特別徴収のメリット

金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくなります。

Q2 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければいけませんか？

A しなげなければいけません。ただし、給与の支払いを受ける従業員(納税義務者)が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請承認を受けることにより、年12回の納期を2回に留める「納期の特別」をご利用いただけます。

Q3 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければいけませんか？

A 原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等

【お問い合わせ先】横浜市特別徴収センター

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階
電話:045-671-4471 受付時間:8時45分~17時15分(土・日・祝日を除く)
※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取扱しておりません。

平成27年7月号(4)

第十二回 チヤリテイ おおずき市

ほおずき(カゴ付)300鉢...一五〇〇円

ほおずき市の引替は午後二時までとさせていただきます。

- 会場・鶴見神社境内(駐車場あり)
- ☆ミニバザー ☆晝野菜野菜販売
- ☆鶴見区地域作業所出店(製作品販売)
- ☆模擬店 かき氷・焼き鳥・フランクフルト
- そば・缶ビール・缶酎ハイ・ジュース、お茶

事務局 電話 (045) 511-4313

7月11日(土) 10:00 ~ 14:00 雨天決行

平成27年7月号(5)

「よし、やるぞ！」の一体感。働く人が元気な会社。中退共が応援します。

- 有利 掛金は全額非課税 手数料もかかりません。
- 安全 国の制度だから安心 掛金の一部を国が助成します。
- 簡単 社外積立で管理もラクラク 退職金試算などをお知らせします。
- 退職金は直接退職者に支払われます。
- お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。
- パートタイマーさんも家族従業員も加入できます。
- 掛金は、従業員ごとに16種類から選択できます。
- 転職先でも引き継げる「連立制度」があります。

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

お気軽にお問い合わせください

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

平成27年7月号(6)

「記帳と税務は女性の手で！」女性部部員募集中

女性部は、「記帳と税務は女性の手で！」をスローガンに、結成以来47年が過ぎました。『税を知る習慣』の行事をはじめ、青色申告会の行う事業への積極的な参加、記帳、税務の勉強を通じて自己研鑽を行ってまいりました。

また日帰り旅行をはじめ、各種講演会等、楽しい行事も開催しております。

- 定例会 毎月第2金曜日 青色会館にて定例会を実施(簿記、経営、税務等)
- 厚生文化事業活動 日帰り旅行、講演会、駅前広報等

是非一度、女性部の活動を見学いただき、お気軽に入部くださるようお願い申し上げます。

お問合せは 045-521-1145 鶴見青色申告会まで

平成27年7月号(7)

青年部員募集中!!

鶴見青色申告会青年部は、正会員、準会員である事業主並びに専従者、従業員、男性、女性を問わず、入部して頂きます。毎月、定例会を第3水曜日午後7時30分より鶴見青色申告会館3階に於いて、勉強会、異種交流、イベントを企画しております。

青年部にご興味のある方は、連絡をしてください。皆あなたと同じ鶴見区内に居住又は仕事をしているので、新しい出会い、異業種の新しい仲間ができると思います。是非一度参加してみてくださいお待ちしております。

イベント例:ボウリング大会、青年部有志の日帰りバス旅行、新年会、暑気払い、忘年会ライフプラン相談会、青年部総会、申告期公報活動、など。

入部希望の方は、事務局までお問い合わせください。

電話:521-1145 FAX:502-0063

2014年10月 青年部房総半島バス旅行

労働保険のお知らせ

平成27年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告はお済みですか。

* 申告・納付はお早めに
申告・納付期間は 6月1日(月)~7月10日(金) です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

お問い合わせは、
お茶川労働局 総務部 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第3係..... 電話 045-650-2803

平成27年7月号(8)

7月14日 無料法律相談開催!

第二東京弁護士会所属 会員弁護士全面協力による 法律相談

法律問題でお悩みの方、お一人で迷わず弁護士による相談を考えてみてはいかがでしょうか。

弁護士先生が会員のために親身にアドバイスしてくれてくれます。毎回好評をいただいている相談会を開催しますので、ぜひこの機会に申し込みをしてみたい方が多いでしょう。

【ご利用方法】
日時 平成27年7月14日(火) 1人1時間以内
午前10時 午前11時 以上の2枠で予約をお受けいたします。
場所 鶴見青色申告会館3階会議室
予約 鶴見青色申告会まで電話で予約してください。 ☎521-1145
弁護士 関根健児 先生

広告募集

掲載1回の料金
全面1ページ 1万円
2分の1ページ 5千円
4分の1ページ 2千5百円
5分の1ページ 2千円

鶴申だよりへ広告掲載の募集
掲載料は、鶴申だより本部の広告費として差引させていただきます。

お問い合わせ先
〒230-0051 鶴見区鶴見中央4-39-9
TEL 045-521-1145 FAX 045-502-0063

お知らせ
7月17日 金曜日
県下職員研修会のため、県下休養とさせていただきます。何卒ご了承の程お願い申し上げます。

「鶴申だより」

「鶴申だより」は毎月10日まで(土日祝日の場合は翌日)発行されます。

※兼務以外でのご郵送も承ります。

九月号の兼務「発行」締切りは八月十日まで
八月号の兼務「面談」締切りは七月十日まで

青色俳句会
ゆるらんと夏のおどろけは涼しげに
見みかひらりとかわす金曇たら
金曇りくもれいも金子も肩並べ
金曇りくもれいも金子も肩並べ
金曇りくもれいも金子も肩並べ
金曇りくもれいも金子も肩並べ

時田 幸吉

青色俳句会
ゆるらんと夏のおどろけは涼しげに
見みかひらりとかわす金曇たら
金曇りくもれいも金子も肩並べ
金曇りくもれいも金子も肩並べ
金曇りくもれいも金子も肩並べ
金曇りくもれいも金子も肩並べ

時田 幸吉